□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（建築基準法施行令第109条の３第２号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造）
□その他
⑨第26条の規定の適用
□第26条第１号に掲げる畜舎等
□第26条第２号に掲げる畜舎等
□第26条第３号に掲げる畜舎等
□第26条第４号に掲げる畜舎等
□第26条第５号に掲げる畜舎等
□防火地域　□準防火地域
□第26条第６号に掲げる畜舎等
⑩備考：

（３）畜舎等の独立部分別概要
①番号：
②高さ：　　m
③床面積：
④構造：　　造　　一部　　造
⑤構造計算に用いたプログラムの名称：
⑥備考：

５．畜舎等の利用の方法に関する事項
（１）番号：

（２）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
□午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。
（Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間

合　　計	時間

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（３）避難経路確保の取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
□２以上の避難口を特定している。

（４）災害による被害の防止又は軽減に資する取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
□様式第１号を畜舎等の見やすい場所に表示する。
（Ｂ構造畜舎等の場合）
□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。
□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（５）第19条本文又は第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等における取組
（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）
□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

６．申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容
（１）番号：

（２）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）
①家畜の種類：
②頭数：

（３）飼養形態（飼養施設の場合）：